

# 「感染拡大防止協力金」

## 専門家事前確認に係る手引き

東京都産業労働局作成

ver. 1 令和2年4月22日午前10時

ver. 2 令和2年4月23日午後15時 (P3 追記)

## 協力金の概要

---

### ■趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力いただける中小の事業者に対し、協力金を支給いたします。

### ■支給額

50万円（2店舗以上有する事業者は100万円）

## 対象要件

---

○「東京都における緊急事態措置等」により、休止や営業時間短縮の要請等を受けた施設を運営する中小企業及び個人事業主が対象となります。

▶ 休止要請等の対象となる施設については、東京都総務局HPに掲載しています。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1007679.html>

▶ 今回の協力金は、都の要請等の対象となる施設について、その運営を行う事業者を対象としています。

○緊急事態措置期間中（令和2年4月11日から5月6日まで）に休業等の要請等に全面的にご協力いただいた中小企業及び個人事業主が対象となります。

▶ 飲食店等の食事提供施設における営業時間短縮とは、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業自粛に向け、営業時間を短縮することをいいます。（終日休業を含む。）

▶ 全面的な協力とは、緊急事態措置の全期間、要請等に応じて休業等を行っていただくことが基本ですが、少なくとも令和2年4月16日から5月6日までの期間において休業（飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮）にご協力をいただくことをいいます。

## 専門家による事前確認

---

○本協力金は、専門家が、申請要件を満たしているか、添付書類が十分かなどかについて、事前に確認することにより、円滑な申請と支給を目指しています。

- 事前確認に係る費用については、一定の基準のもと東京都が措置いたします。
- 事前確認に係る費用は、1件につき8,000円（税込）としております。

※本協力金の申請に係る事前確認の費用については、東京都が8,000円で負担いたしますので、その範囲でお願いします。申請者に請求しないようお願いいたします。

## 手 順 書

### ➤ 書類の準備 申請者

申請者は、専門家の事前確認に向け、必要書類を準備します。

- ・申請様式は、東京都感染拡大防止協力金のポータルサイトからダウンロードするか、パンフレット（各都税事務所、区市町村等に配布）を入手し、添付の用紙を使用します。
- ・「東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書（別紙1）」に必要事項や取組内容を記入します。
- ・誓約書（別紙2）に自署し、支払金口座振替依頼書（別紙3）を記入します。
- ・申請に必要な書類を用意します。

◇営業活動を行っていることがわかる書類（確定申告書等）

◇営業許可証や免許証（該当する業種）

◇本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）

◇休業等の状況がわかる書類

### ➤ 事前確認の依頼 申請者→専門家

申請者は、直接専門家に、あるいは各窓口や各団体に事前確認を依頼します。

### ➤ 事前確認の実施 申請者+専門家

専門家は申請者と調整の上、対面、メール・電話、テレビ会議など任意の方法で事前確認を実施します。

- ・提出書類の内容を確認し、事業者から業態や休業の状況を聞き取ります。
- ・必要に応じて追加・補足資料を確認します。

### ➤ 事前確認終了 専門家

申請内容が適当である場合、専門家は申請書に記名します。

- ・「東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書」の専門家

記載欄にチェックを入れ、記名（押印は不要）し、写しを取って、原本又は写しを申請者に返却します。

➤ **申請** 申請者→都

書類が完成し、専門家のOKがとれたら、申請者は都に申請書類を提出します。

- ・オンライン提出の場合は、ポータルサイトの申請サイトに必要なデータを入力します。提出資料はスキャナ、写真で取り込み送信します。
- ・郵送の場合は、都庁第一本庁舎に送付します。
- ・持参の場合は、各都税事務所に専用ボックスを設けています。

➤ **審査** 都

申請書を受理した都（事務局）では、書類審査を実施します。

- ・必要に応じて、都（事務局）から申請者や専門家に内容を確認する場合があります。

➤ **支給の決定・通知** 都→申請者

審査により内容が適正と判断した場合は、都は協力金の支給を決定し、申請者に通知します。

➤ **実績報告** 専門家→都

専門家は、実施した事前確認の実績を都（事務局）に報告します。

➤ **費用の支払い** 都→専門家

実績報告を受けた都は、専門家に費用を支払います。

## 事前確認のチェック要領

- 申請事業主の記載と本人確認書類は合致しているか。
  - 「東京都感染拡大防止協力金申請書兼事前確認書」(以下「申請書」といいます。)の「申請企業の情報」欄やその他の添付書類と、本人確認書類として提出いただく内容が合致しているか確認します。
  
- 対象施設は都内の事業所か。
  - 対象施設が都内に所在しているか、申請書の「基本情報」及び裏面の「対象施設の情報（2か所目以降）」の欄を確認します。
  - 都外に本社がある事業者も、都内事業所については対象となります。
  
- 複数の施設での申請の場合、2か所目以降の施設の申請内容は適切か。
  - 申請書「対象施設の情報」右肩の「左記の他に○所」に記載がある場合は、裏面に2か所目以降の記載があること、また、1か所目の施設と営業日等が異なる場合は、追加の取組内容の用紙が添付されているか確認します。
  
- 中小企業基本法に定める中小企業又は個人事業主か。
  - 申請書「申請企業の情報」欄で中小企業又は個人事業主であることを確認します。
  - 製造業その他
    - 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
  - 卸売業
    - 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
  - 小売業
    - 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人

○サービス業

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

○申請に係る対象施設の区分は適当か。

→申請書「対象施設の情報」の「業態等」「施設」の欄の記載が、今回の緊急事態措置の休業等の対象となる施設に該当しているか確認します。

→対象施設の一覧は、申請書受付要項の参考を参照します。

○申請に係る施設に必要な許認可を得ているか。

→飲食店等（食品営業許可）、ペットショップ（動物取扱業登録証）、まつ毛エクステ・エアエクステ（美容所の開設確認証または証明書）、古物を扱う店舗（古物商許可）、バー（食品営業許可、深夜種類提供飲食店営業の届け出）など、業態に必要な許認可が取得されているか、提出書類を確認します。

○営業の実態が認められるか。

→直近の確定申告書、事業所の外景・内景の写真、月締め帳簿などの提出書類をもとに、申請者の営業活動の実態を確認します。

→創業間もなく、確定申告を行っていない場合は、開業・廃業等届出書や法人設立設置届出書と月締め帳簿などの書類で確認します。

○休業等の取組状況は適切か。

→申請書の「取組内容」の記載と、休業等の状況がわかる書類、申請者からの聞き取りをもとに、休業等の取組状況を確認します。

→施設の中に複数の業態が混在している場合、休業等の要請の対象となっている部分について、確実に休業等を実施しているか、提出の書類で確認します。

○申請書類がすべて整っているか。

→確認できましたら、専門家記載欄をチェックします。